

## 【令和元年10月1日から利用料無償化】

3歳～5歳児クラスの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもの利用料が**無償化**されます。

※0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもも対象になります。

◎**幼稚園、保育所、認定こども園**などを利用する子ども

### 【対象者・利用料】

★**3歳～5歳児クラスの全ての子ども及び0歳～2歳児クラスの  
住民税非課税世帯の子ども**の利用料が**無償化**されます。

- ◆幼稚園については、月額上限25,700円です。  
企業主導型保育事業については、標準的な利用料が無償化の対象となります。
- ◆3歳～5歳児クラスの無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校  
入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- ◆子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるため  
の認定の手続きが必要です。
- ◆食材料費、通園送迎費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担  
になります。

### 【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導  
型保育事業(標準的利用料)**も**同様に無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をさします。

## ◎幼稚園の預かり保育を利用する子ども

### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「**保育必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、お住いの市町村にご確認ください。

○幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて最大月額 11,300 円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## ◎認可外保育施設などを利用する子ども

### 【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、氷川町から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園などを利用できていない子どもが対象となります。

(注2) 認定申請書に必要書類を添付のうえ、氷川町役場福祉課へ申請して下さい。  
なお、「保育の必要性の認定」については、就労などの要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

○**3歳～5歳児クラス**の子どもは月額**37,000円**まで、

○**0歳～2歳児クラス**の住民税非課税世帯の子どもは、

**月額42,000円**までの利用料が無償化されます。

## 【対象となる施設・事業】

### ○認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、

**ファミリー・サポート・センター事業**のうち、町が確認を行ったものを対象とします。

(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

### ○障害児の発達支援についても、3歳～5歳児のクラスの全ての子ども

**及び0歳～2歳児クラスの住民税非課税の子ども**の利用料が無償化されます。

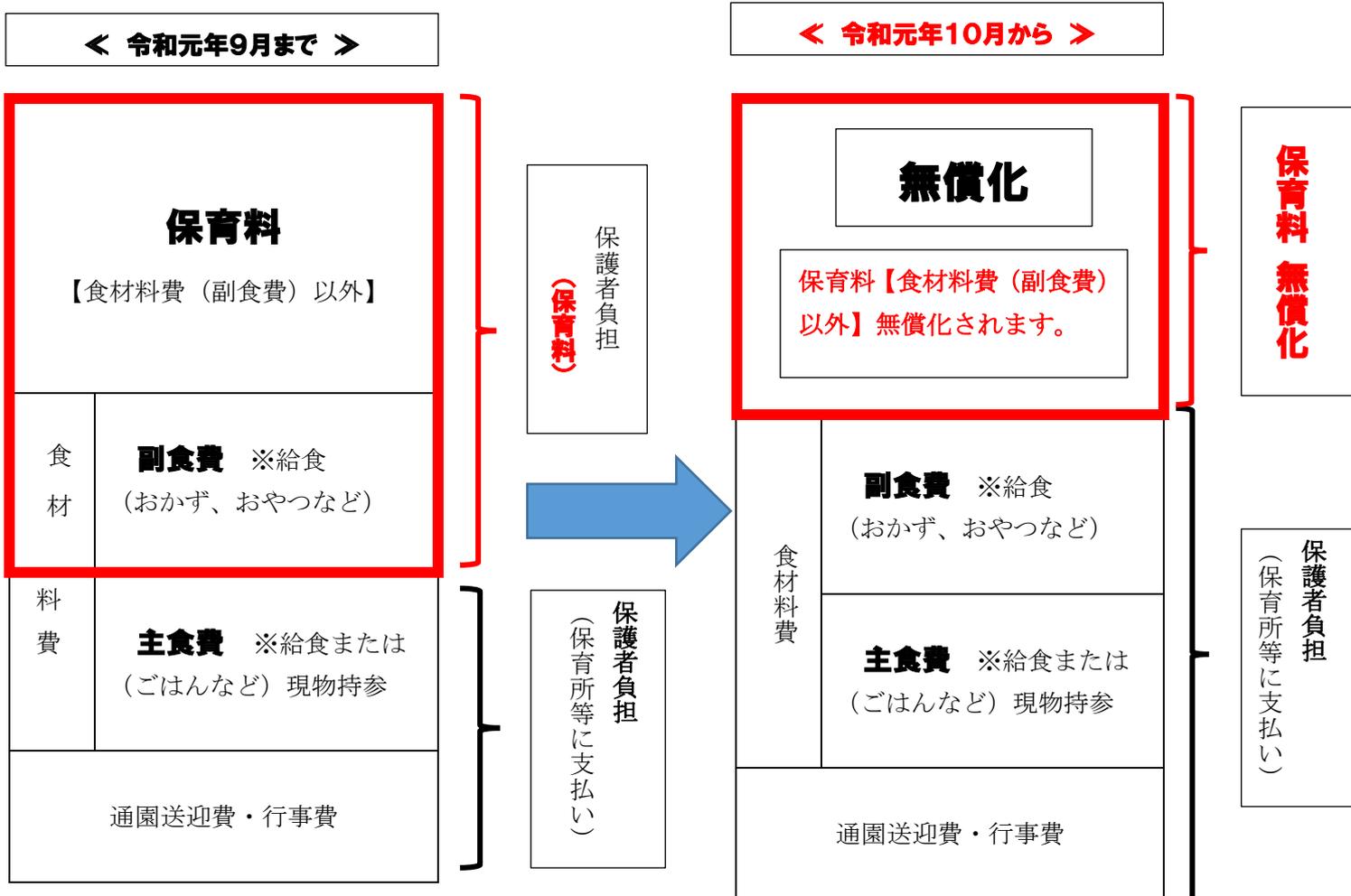
※今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われることがないように、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めることとなっています。

#### 【問い合わせ先】

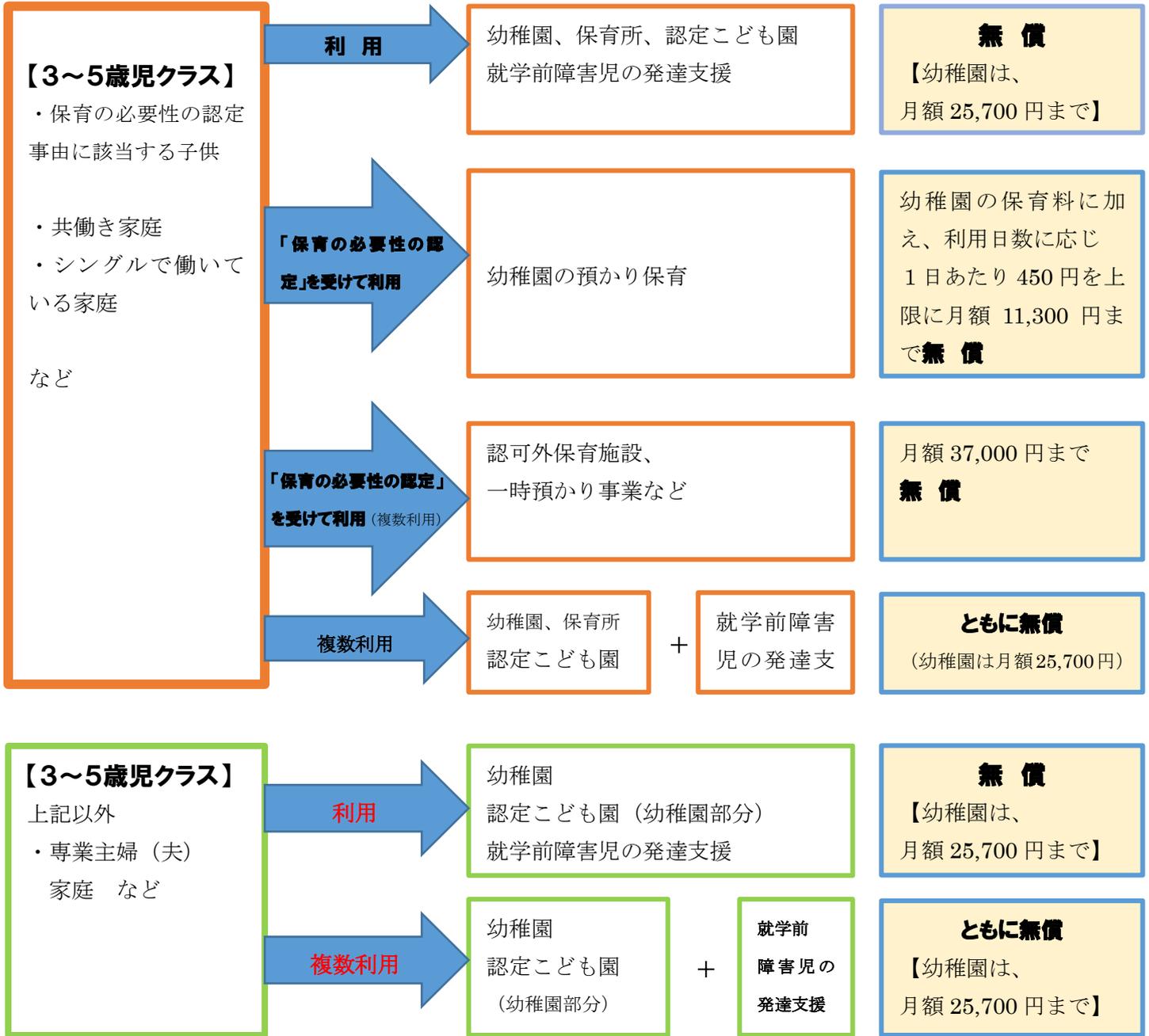
氷川町役場 福祉課 子育て支援係 TEL 0965-52-5852 (直通)

## ★3歳～5歳児クラスの食材料費(副食費と主食費)について

- ◆保育所等利用の3歳～5歳児クラスの子どもについて、今後は副食費（おかず、おやつなど）を保育所等にお支払いいただくこととなります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食費（おかず、おやつなど）が免除されます。
- ◆0歳～2歳児クラスの子どもは、これまでと変わりません。



# 幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる (認可外保育施設の場合、月額 42,000 円まで無償)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育の対象となります。また、企業主導型保育事業 (標準的な利用料) も対象です。